

会員処分制度整備関係について

平成 29 年 1 月 17 日
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 規則制定の目的

会員の処分制度整備については、不服申立制度の新設や不服審査会の設置および会員の処分事務の明確化等に対応するため、会員処分の適正な運営を確保する目的から、今回協会規則の制定を行うこととします。

2. 方法等

協会規則の制定

3. 規則案の説明

(1) 規則案

別添の資料をご覧ください。

(2) 説明

① 会員に対する処分等に係る手続に関する規則

会員の処分手続きについて、会員処分時の弁明の手続、処分通知及び公表の手続、不服申立の手続等が明確化されていないため、会員の処分の適正な運営を確保する目的から、新設する定款第 19 条第 10 項に基づき「会員に対する処分等に係る手続に関する規則」を制定します。以下主要な事項は次のとおりです。

- ・ 弁明の手続き

現在、実行上行われている弁明の手続及び通知は、実質上行政手続法第 29 条及び第 30 条に準拠しており、これを明確化します。

- ・ 会員処分の公表方法

会員処分が行われた場合の公表方法として、従来より会員処分の決定後、一般 HP 及び会員向け HP に掲載し、日銀記者クラブへ資料配布することで全件を公表しており、その旨を規定しています。

- ・ 不服申立制度

定款第 19 条第 9 項に新設しました不服申立の手続きについて、具体的な手続きを規定します。

② 不服審査会規則

定款第 19 条第 9 項に規定しました不服申立について、申立会員から提出された不服申立書の理由の有無を審査する機関として、不服審査会を設置し、不服審査会の構成及び運営等に関する内容を規定するため、定款第 41 条の 2 第 4 項に基づき「不服審査会規則」を制定します。

4. 金融先物取引業務マニュアルへの追加等

特になし

5. 審議等の過程、今後の日程感等

年月日	内 容	備 考
平成 29 年 1 月 13 日	自主規制部会	自主規制部会付議案の審議
平成 29 年 1 月 17 日	パブリックコメントの募集	2 月 13 日迄 6. を参照
平成 29 年 2 月 22 日	自主規制委員会	自主規制委員会付議案の審議
平成 29 年 3 月 13 日	理事会(書面)	規則案の決定 施行日は、平成 29 年 6 月 23 日となります。

6. 意見等の募集について

本規則案についてのパブリックコメント手続きを次のとおり実施することと致したい。

(1) 公表資料及び公表方法

一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

平成 29 年 1 月 17 日から平成 29 年 2 月 13 日

(3) 意見等の提出方法

郵送又は電子メール

(宛先)

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 1-3-1 NBF

小川町ビルディング

一般社団法人 金融先物取引業協会 パブリックコメント係 宛

E-mail : public_comments_ffaj@ffaj.or.jp

(4) 意見等の処理等

① 意見等の提出を受けた場合、事務局において当該意見等に対する回答案を作成し、また必要に応じて当該意見等を踏まえて規則案について修正します。

② ①の回答案及び修正した規則案について、当該修正が当初案の趣旨を変更するものでない場合には自主規制部会長の了承を得て自主規制委員会へ付議し、当該修正が当初案の趣旨を変更するものである場合又は自主規制部会長が必要と認める場合には、当該修正した規則案について自主規制部会に了解を得た上で、自主

規制委員会に付議するものとします。

(5) 協会規則の制定内容の公表

理事会で規則案が決定した後、一般ホームページにおいて意見等に対する回答等とともに公表します。

7. 施行後の取組状況の確認等

特になし

8. その他留意事項

特になし

以 上